

伊 勢 市 公 報

第 138 号
平成 23 年 8 月 5 日
金 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	2
○ 伊勢市工場等立地促進条例	6
○ 伊勢市市税条例等の一部を改正する条例	13
○ 伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例	19
規 則	
○ 伊勢市会計規則の一部を改正する規則	21
○ 伊勢市工場等立地促進条例施行規則	23
訓 令	
○ 伊勢市工場等誘致奨励措置指定審査委員会規程を廃止する規程	45
告 示	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	47
○ 都市計画事業の変更に伴う図書の写しの縦覧について	48
○ 道路の区域変更について	49
○ 道路の供用開始について	50
○ 市道の路線の廃止について	51
○ 市道の路線の認定について	52
○ 道路の区域の決定について	53
○ 道路の供用開始について	54
上下水道告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	55
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	56
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の変更の届出について	57
公 告	
○ 犬の抑留について	58
○ 犬の抑留について	59
公 表	
○ 平成 22 年度定期監査等結果に対する措置状況について	60
○ 平成 23 年度随時監査等結果の公表について	65

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 7 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 11 号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 54 条第 6 項中「、地方開発事業団」を削る。

附則に次の 2 条を加える。

（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）

第 22 条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 42 条第 3 項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）については、平成 22 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成 24 年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成 23 年において生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成 24 年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成 23 年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。

3 第 1 項前段の場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 42 条第 3 項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成 24 年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の

適用については、平成 23 年において生じなかったものとみなす。

4 第 1 項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成 24 年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成 23 年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。

5 第 1 項の規定は、平成 23 年度分の第 36 条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）に第 1 項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例）

第 23 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 13 条第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 及び附則第 7 条の 3 の 2 の規定の適用については、附則第 7 条の 3 第 1 項中「租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」と、「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第 45 条第 2 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により読み替

えて適用される租税特別措置法第 41 条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」と、「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」とあるのは「法附則第 45 条第 2 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」と、同条第 2 項第 2 号中「租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 23 年 4 月 27 日から適用する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則に 2 条を加える改正規定(附則第 23 条に係る部分に限る。) 平成 24 年 1 月 1 日
- (2) 第 54 条第 6 項の改正規定 地方自治法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 35 号)の施行の日

伊勢市工場等立地促進条例をここに公布する。

平成 23 年 7 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 12 号

伊勢市工場等立地促進条例

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における工場等の立地を促進するために奨励制度を講ずることにより、産業の振興及び雇用の促進を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 工場等 営利を目的とした事業の用に供される施設で、次に掲げるものをいう。

ア 物品の製造（加工及び修理を含む。）の事業の用に供する施設

イ 発電所（原子力発電所を除く。）又はガス製造工場の事業の用に供する施設

ウ 研究開発、試験、分析又は検査の用に供する施設

エ 情報通信産業に属する事業の用に供する施設

(2) 事業者 営利の目的をもって事業を行うものをいう。

(3) 指定地域 サン・サポート・スクエア伊勢及び神菌工業団地をいう。

(4) 新設 本市の区域内に現に工場等を所有しない事業者が新たに工場等を設置すること、又は本市の区域内に工場等を所有する事業者が既設の事業と異なる業種の工場等を設置することをいう。

(5) 増設 本市の区域内に現に工場等を所有する事業者が既設の事業と同一の業種の工場等を拡充の目的をもって設置すること、又は既設の工場等の敷地内若しくはこれに隣接して既設の工場等を拡充の目的をもって設置することをいう。

(6) 移設 本市の区域内に現に工場等を所有する事業者が、既設の工場

等を縮小又は廃止し、本市の他の区域内に同一の業種の工場等を別に設置することをいう。

- (7) 立地 工場等を新設、増設又は移設することをいう。
- (8) 投下固定資産総額 工場等の用に供する土地、家屋及び償却資産の取得価格の合計額をいう。ただし、土地にあつては、立地に係る工場等の操業日前5年以内に取得したものに限る。
- (9) 新規常時雇用従業員 工場等において通常の状態の下に常時雇用する従業員（日々雇い入れられる者を除く。）のうち、操業を開始する時点において、当該操業に伴って増加する者（純増する場合に限る。）をいう。ただし、同一事業者において本市の区域内の他の工場等から移動した場合を除く。
- (10) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に定める中小企業者をいう。

(事業者の要件)

第3条 次条第1号に掲げる奨励金の交付を受けることができる事業者は、指定地域内において、工場等の用地を本市から3,000平方メートル以上（前条第1号ウ又はエの工場等については、この限りでない。）取得した者のうち市長が適当と認めたものとする。

2 次条第2号及び第3号に掲げる奨励金の交付を受けることができる事業者は、次の各号のいずれかに該当する工場等を本市の区域内に立地する者のうち、市長が適当と認めたものとする。

- (1) 前条第1号ア又はイに該当する工場等 投下固定資産総額が1億円以上（中小企業者にあつては、5,000万円以上）かつ新規常時雇用従業員の数が10人以上(中小企業者にあつては、5人以上)であること。ただし、指定地域内に工場等を立地する事業者が次条第2号の奨励金の交付を受ける場合にあつては、工場等の用地を本市から3,000平方

メートル以上取得し、又は第 12 条の規定により 3,000 平方メートル以上の土地の貸し付けを受けた事業者が立地した工場等に限る。

(2) 前条第 1 号ウに該当する工場等 投下固定資産総額が 5,000 万円以上（中小企業者にあつては、2,500 万円以上）かつ新規常時雇用従業員の数が 7 人以上（中小企業者にあつては、4 人以上）であること。

(3) 前条第 1 号エに該当する工場等 投下固定資産総額が 3,000 万円以上（中小企業者にあつては、1,500 万円以上）かつ新規常時雇用従業員の数が 5 人以上（中小企業者にあつては、3 人以上）であること。

（奨励措置）

第 4 条 市長は、前条に定める要件に該当する事業者で、第 6 条第 2 項の指定を受けたもの（以下「指定事業者」という。）に対し、奨励措置として、次に掲げる奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することができる。

(1) 用地取得奨励金

(2) 設備投資奨励金

(3) 雇用奨励金

（奨励金の交付）

第 5 条 奨励金の交付額は、次のとおりとする。

(1) 用地取得奨励金 指定事業者が工場等の立地に係る用地を本市から取得した場合に交付するものとし、その額は、当該取得に係る費用に相当する額に 100 分の 30 を乗じて得た額（その額が 3 億円を超える場合は、3 億円を限度とする。）とする。

(2) 設備投資奨励金 指定事業者の立地する工場等における事業の開始後、最初に固定資産税が賦課される年度（以下「基準年度」という。）の翌年度から 3 年間交付するものとし、その額は、当該指定事業者の工場等の立地に係る土地、家屋及び償却資産（以下「土地等」という。）

に対する固定資産税額に相当する金額に、基準年度においては100分の100、基準年度の翌年度においては100分の75、基準年度の翌々年度においては100分の50を乗じて得た額(その額が3億円を超える場合は、3億円を限度とする。)とする。ただし、指定地域内に工場等を立地する指定事業者にあつては、その指定地域内における事業の開始後、基準年度の翌年度から5年間交付するものとし、その額は、当該指定事業者の工場等の立地に係る土地等に対する固定資産税額に相当する金額に100分の100を乗じて得た額(その額が3億円を超える場合は、3億円を限度とする。)とする。

- (3) 雇用奨励金 指定事業者が操業を開始した日から3年以内において1回に限り、本市に住所を有する新規常時雇用従業員を5人以上(中小企業者にあつては、3人以上)雇用した場合に、当該新規常時雇用従業員の数に20万円を乗じて得た額(その額が4,000万円を超えるときは、4,000万円を限度とする。)とする。

2 奨励金の交付の時期は、次のとおりとする。

- (1) 用地取得奨励金は、指定事業者が工場等の用地の取得に係る費用の全額を支払い、かつ、当該用地を取得した後1年以内に工場等の建設に着手した場合に、工場等の建設に着手した年度の翌年度に交付するものとする。
- (2) 設備投資奨励金は、操業開始後前項第2号に規定する年度ごとに当該年度に係る同号に規定する固定資産税を完納した日の属する年度の翌年度に交付するものとする。
- (3) 雇用奨励金は、当該申請のあつた年度の翌年度に交付するものとする。

(指定の申請等)

第6条 事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、その旨を市長

に申請し、指定事業者の指定を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請が適当と認めた場合は、指定を行うものとする。

3 市長は、指定の際に、必要な条件を付することができる。

(奨励金の交付申請)

第7条 指定事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。

(変更の届出)

第8条 指定事業者は、第6条の指定に係る申請の内容を変更しようとするときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消等)

第9条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する事業者の要件を欠くことになったとき。

(2) 第6条第3項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 事業を廃止し、又は休止したとき。

(4) 賦課された市税に滞納があるとき。

(5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しをした指定事業者に対し、既に交付した奨励金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(地位の承継)

第10条 指定事業者から相続、合併、営業譲渡等により当該指定に係る事業を承継した者は、当該指定に係る事業を継続するときに限り、市長の承認を得て、当該指定事業者の地位を承継することができる。

(報告及び調査)

第 11 条 市長は、指定事業者に対し、工場等の立地その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(事業用定期借地)

第 12 条 市長は、事業者に対し、指定地域内において市が所有する土地を工場等の立地に係る土地として借地借家法(平成 3 年法律第 90 号)第 23 条第 2 項に定める事業用定期借地権を適用して貸し付けることができる。

2 前項の適用を受けることができる事業者は、借り受ける土地において速やかに工場等を立地し、かつ、事業を開始しようとするもののうち、市長が適当と認めたものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により土地を貸し付ける場合において、当該事業者に対し、当該土地を時価よりも低い価格で貸し付けることができる。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(伊勢市工場等誘致奨励条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 伊勢市工場等誘致奨励条例(平成 17 年伊勢市条例第 146 号)

(2) 伊勢市指定団地企業立地促進条例(平成 19 年伊勢市条例第 37 号)

(経過措置)

3 この条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に工場等の立地を行う事業者について適用し、同日前に工場等の立地を行った事業者については、前項の規定による廃止前の条例の例による。

伊勢市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 7 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 13 号

伊勢市市税条例等の一部を改正する条例

(伊勢市市税条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条第 1 項中「3 万円」を「10 万円」に改める。

第 36 条の 3 第 2 項中「各号に掲げる」を「に規定する」に改める。

第 36 条の 4 第 1 項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に、「3 万円」を「10 万円」に改める。

第 53 条の 10 第 1 項中「3 万円」を「10 万円」に改める。

第 61 条第 9 項及び第 10 項中「第 349 条の 3 第 11 項」を「第 349 条の 3 第 12 項」に改める。

第 65 条第 1 項、第 75 条第 1 項及び第 88 条第 1 項中「3 万円」を「10 万円」に改める。

第 100 条の次に次の 1 条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第 100 条の 2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく第 98 条第 1 項又は第 2 項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

第 133 条第 1 項中「3 万円」を「10 万円」に改める。

第 139 条の 2 を第 139 条の 3 とし、第 139 条の次に次の 1 条を加える。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第 139 条の 2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなくて前条第 1 項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

附則第 8 条第 1 項中「平成 24 年度」を「平成 27 年度」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 25 条第 1 項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が 2,000 頭以内である場合に限る。）」を「法附則第 6 条第 4 項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「（前年の第 33 条第 1 項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。）」を削り、同条第 2 項中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 25 条第 1 項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が 2,000 頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）」を「法附則第 6 条第 5 項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次に掲げる金額」を「法附則第 6 条第 5 項各号に掲げる金額」に改め、同

項各号を削る。

附則第 10 条の 2 第 4 項中「第 31 条の規定による認定」を「第 7 条第 1 項の登録」に改める。

(伊勢市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 伊勢市市税条例の一部を改正する条例（平成 20 年伊勢市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 7 項、第 14 項及び第 19 項中「平成 23 年 12 月 31 日」を「平成 25 年 12 月 31 日」に改める。

第 3 条 伊勢市市税条例の一部を改正する条例（平成 22 年伊勢市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 3 号中「平成 25 年 1 月 1 日」を「平成 27 年 1 月 1 日」に改める。

附則第 2 条第 4 項中「平成 25 年度」を「平成 27 年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の伊勢市市税条例（以下「新条例」という。）第 61 条の規定は、平成 23 年 6 月 30 日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中伊勢市市税条例第 26 条第 1 項の改正規定、同条例第 36 条の 4 第 1 項の改正規定（「3 万円」を「10 万円」に改める部分に限る。）、同条例第 53 条の 10 第 1 項、第 65 条第 1 項、第 75 条第 1 項及び第 88 条第 1 項の改正規定、同条例第 100 条の次に 1 条を加える改正規定、同条例第 133 条第 1 項の改正規定、同条例第 139 条の 2 を第 139 条の 3 とし、第 139 条の次に 1 条を加える改正規定並びに附則第 4 条の規定 公布の日から起算して 2 月を経過した日

(2) 第1条中伊勢市市税条例附則第8条の改正規定及び次条の規定
平成25年1月1日

(3) 第1条中伊勢市市税条例附則第10条の2第4項の改正規定 高
齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平
成23年法律第32号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 新条例附則第8条の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の
市民税について適用し、第1条の規定による改正前の伊勢市市税条例
（以下「旧条例」という。）附則第8条第1項に規定する免税対象飼育
牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の市民税については、な
お従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関
する部分は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、
平成22年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第4項の規定は、附則第1条第3号に定める
日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24
年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確
保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行の日から同号に定める
日の前日までの間に新築された同号に掲げる規定による改正前の地方
税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である
貸家住宅については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第4条 この条例（附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。
以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定
によりなお従前の例によることとされる市税及びこの附則の規定によ

りなお効力を有することとされる旧条例の規定に係る市税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 7 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 14 号

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢市都市計画税条例（平成 17 年伊勢市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 349 条の 3 第 9 項から第 11 項まで」を「第 349 条の 3 第 10 項から第 12 項まで」に、「、第 27 項、第 29 項又は第 31 項から第 33 項まで」を「又は第 28 項」に改める。

附則第 12 項中「第 9 項、第 23 項、第 26 項、第 30 項、第 31 項、第 33 項から第 36 項まで、第 38 項、第 40 項、第 41 項、第 43 項若しくは第 46 項」を「第 6 項、第 16 項、第 22 項から第 30 項まで、第 32 項、第 35 項若しくは第 37 項」に、「第 31 項から第 33 項まで」を「第 28 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の伊勢市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 23 年 6 月 30 日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例の規定は、平成 23 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 22 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 9 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第 12 項の規定の適用については、同項中「、第 35 項若しくは第 37 項」とあるのは、「若しくは第 35 項」とする。

伊勢市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 7 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 32 号

伊勢市会計規則の一部を改正する規則

伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会事務局の部学校教育課の項中「学事係長」を「学校教育課員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市工場等立地促進条例施行規則をここに公布する。

平成 23 年 7 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 33 号

伊勢市工場等立地促進条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市工場等立地促進条例（平成 23 年伊勢市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(雇用奨励金の交付の要件)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項第 3 号に規定する「新規常時雇用従業員」とは、1 年以上継続して雇用されている者をいう。

(指定の申請)

第 3 条 条例第 6 条の規定により指定の申請をしようとする事業者は、工場等の建設に着手する日の前日までに伊勢市工場等立地促進奨励措置事業者指定申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、用地取得奨励金の交付を受けようとする事業者は、工場等の立地に係る用地を取得する日の前日までに申請書を市長に提出しなければならない。

3 第 1 項の規定により申請書を提出した事業者で設備投資奨励金又は雇用奨励金の交付を受けようとするものは、工場等を操業開始した日から 10 日以内に、伊勢市工場等立地促進奨励措置指定事業者操業開始届（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。

(指定及び通知)

第 4 条 市長は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、伊勢市工場等立地促進奨励措置事業者指定書（様式第 3 号）を当該事業者に交付するものとする。

(交付の申請)

第5条 条例第7条の規定により申請をしようとする指定事業者は、伊勢市工場等立地促進奨励措置用地取得奨励金交付申請書（様式第4号）又は伊勢市工場等立地促進奨励措置設備投資奨励金交付申請書（様式第5号）若しくは伊勢市工場等立地促進奨励措置雇用奨励金交付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する伊勢市工場等立地促進奨励措置用地取得奨励金交付申請書は、工場等の建設工事に着手した日から10日以内に提出しなければならない。

3 第1項に規定する伊勢市工場等立地促進奨励措置設備投資奨励金交付申請書は、工場等に係る奨励金の対象となる各年度の固定資産税を納付した日の属する年度の翌年度の4月1日から4月30日までの間に提出しなければならない。

4 第1項に規定する伊勢市工場等立地促進奨励措置雇用奨励金交付申請書は、工場等の操業を開始した日から3年を経過した日から30日までの間に提出しなければならない。

（奨励金の額の決定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定により指定事業者から交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ、交付する奨励金の額を決定したときは、その旨を伊勢市工場等立地促進奨励措置奨励金交付決定通知書（様式第7号）により当該指定事業者に通知するものとする。

（奨励金の請求）

第7条 前条の通知を受けた指定事業者で、奨励金の請求を行おうとするものは、伊勢市工場等立地促進奨励措置奨励金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（変更の届出）

第8条 条例第8条の規定により変更の届出を行おうとする指定事業者は、

伊勢市工場等立地促進奨励措置事業者指定申請変更届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（休止又は廃止の届出）

第9条 指定事業者は、当該指定に係る工場等の事業を休止し、又は廃止しようとするときは、速やかに伊勢市工場等立地促進奨励措置指定事業者操業休止（廃止）届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（地位の承継の申請）

第10条 条例10条の規定により指定事業者の地位を承継しようとする事業者は、当該指定に係る事業を承継した日から30日以内に伊勢市工場等立地促進奨励措置地位承継申請書（様式第11号）に、承継の事実を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の承継が適当と認めたときは、伊勢市工場等立地促進奨励措置地位承継承認書（様式第12号）を事業者に通知するものとする。

（事業用定期借地適用の申請）

第11条 条例第12条の規定により事業用定期借地の適用を受けようとする事業者（以下「申込事業者」という。）は、伊勢市事業用定期借地権用地借受申請書（様式第13号）に、伊勢市事業用定期借地権用地進出計画書（様式第14号）を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（賃貸借の可否の決定）

第12条 市長は、前条に規定する伊勢市事業用定期借地権用地借受申請書及び伊勢市事業用定期借地権用地進出計画書の提出を受けたときは、その内容を審査し、賃貸借の適否を決定し、伊勢市事業用定期借地権用地賃貸借決定通知書（様式第15号）により申込事業者に通知するものとする。

(補則)

第 13 条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(伊勢市工場等誘致奨励条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則（以下「廃止前の規則」という。）は、廃止する。

(1) 伊勢市工場等誘致奨励条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 124 号）

(2) 伊勢市指定団地企業立地促進条例施行規則（平成 19 年伊勢市規則第 18 号）

(経過措置)

3 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に工場等の立地を行う事業者について適用し、同日前に工場等の立地を行った事業者については、廃止前の規則の例による

伊勢市工場等立地促進奨励措置事業者指定申請書

（あて先）伊勢市長

住 所

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏 名

Ⓜ

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

伊勢市工場等立地促進条例第6条の規定により、指定事業者の指定を受けたいので、同条例施行規則第3条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

工場等の概要

- 1 種 別 新設 ・ 増設 ・ 移設
- 2 所 在 地
- 3 名 称
- 4 代表者の氏名
- 5 業種及び事業概要

6 投下固定資産の規模及び総額

区 分	計 画	面 積	投下固定資産額
土 地	全体計画	m ²	円
	今回計画		
家 屋	全体計画		
	今回計画		
償却資産	全体計画		
	今回計画		
計	全体計画		
	今回計画		

7 新規常時雇用従業員予定数

区分	男	女	計
合計			

8 資金調達計画

	調達先	調達金額(千円)		金利(年利)	返済期間
		運転資金	設備資金		
借入金				%	年
				%	年
				%	年
手元資金	預金等の貯蓄			内訳：	
	手元資金			内訳：	
	増資・資産売却・その他			()	
合計				—	

- 9 事業計画の完了予定年月 年 月
- 10 工事の開始予定年月 年 月
- 11 工事の完成予定年月 年 月
- 12 操業の開始予定年月 年 月
- 13 用水使用量(予定)
- (1) 上水 (t/日)
- (2) 地下水 (t/日)
- (3) 海水 (t/日)
- 14 電力使用量(予定) (KW/日)
- 15 公害(大気汚染、水質汚染、悪臭、騒音等)防止施設の内容
- 16 福利厚生施設の内容
- 17 添付書類
- (1) 商業登記全部履歴事項証明書
 - (2) 企業案内書
 - (3) 前年度の財務諸表及び業務報告書
 - (4) 位置図
 - (5) 配置図
 - (6) 公害防止施設に関する図面
 - (7) 土地及び償却資産の売買契約書・見積書等の写し
 - (8) 工場等の工事請負契約書・見積書等の写し
 - (9) その他

年 月 日

伊勢市工場等立地促進奨励措置指定事業者操業開始届

（あて先）伊勢市長

住 所

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏 名

Ⓜ

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

操業を開始したので、伊勢市工場等立地促進条例施行規則第3条第3項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 工場等の名称
- 2 操業開始年月日 年 月 日
- 3 操業開始時の事業概要

4 投下固定資産の規模及び総額

区 分	面 積	投下固定資産額
土 地	m ²	円
家 屋		
償却資産		
計		

- 5 立地により新たに常時雇用される従業者数
人（男 人 女 人）

年 月 日

伊勢市工場等立地促進奨励措置事業者指定書

様

伊勢市長

印

年 月 日付けで申請のありました伊勢市工場等立地促進奨励措置事業者の指定については、伊勢市工場等立地促進条例第6条の規定に基づき、下記のとおり条件を付して指定します。

記

- 1 事業者指定番号 第 号
- 2 工場等の所在地
- 3 工場等の名称
- 4 代表者の氏名
- 5 指定の条件

年 月 日

伊勢市工場等立地促進奨励措置用地取得奨励金交付申請書

(あて先)伊勢市長

住 所

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

Ⓜ

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

伊勢市工場等立地促進条例第4条の規定による用地取得奨励金の交付を受けたいので、同条例第7条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | | |
|---|------------|---|---|---|
| 1 | 工場等の名称 | | | |
| 2 | 事業者指定番号 | 第 | | 号 |
| 3 | 事業指定年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 4 | 建物の建設着手日 | 年 | 月 | 日 |
| 5 | 操業開始予定年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 6 | 用地取得価格 | | | 円 |
| 7 | 用地取得奨励金申請額 | | | 円 |
| 8 | 添付書類 | | | |

年 月 日

伊勢市工場等立地促進奨励措置設備投資奨励金交付申請書

(あて先)伊勢市長

住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名 ㊟

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

伊勢市工場等立地促進条例第4条の規定による第 回設備投資奨励金の交付を受けたいので、同条例第7条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 工場等の名称
- 2 事業者指定番号 第 号
- 3 事業指定年月日 年 月 日
- 4 建物の建設着手日 年 月 日
- 5 第 回設備投資奨励金申請額 円
- 6 添付書類
 - (1)雇用関係書類
 - (2)市税の完納証明書

年 月 日

伊勢市工場等立地促進奨励措置雇用奨励金交付申請書

(あて先)伊勢市長

住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

Ⓜ

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

伊勢市工場等立地促進条例第4条の規定による雇用奨励金の交付を受けたいので、同条例第7条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 工場等の名称
- 2 事業者指定番号 第 号
- 3 事業指定年月日 年 月 日
- 4 建物の建設着手日 年 月 日
- 5 市内新規常時雇用従業員数 人 (年 月 日現在)
(男 人、女 人)
- 6 雇用奨励金申請額 円
- 7 添付書類
 - (1)雇用関係書類
 - (2)市税の完納証明書

第 号
年 月 日

伊勢市工場等立地促進奨励措置奨励金交付決定通知書

様

伊勢市長 印

年 月 日付けで申請のありました 奨励金については、下記
のとおり交付決定しましたので、伊勢市工場等立地促進条例施行規則第6条の規定
に基づき通知します。

記

- 1 工場等の所在地
- 2 工場等の名称
- 3 指定の年月日及び事業者指定番号

4 奨励金の種類及び交付決定額

- | | |
|----------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 用地取得奨励金 | 円 |
| <input type="checkbox"/> 設備投資奨励金 | 円 |
| <input type="checkbox"/> 雇用奨励金 | 円 |

伊勢市工場等立地促進奨励措置奨励金交付請求書

(あて先)伊勢市長

住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

Ⓜ

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた奨励金について、伊勢市工場等立地促進条例施行規則第7条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 奨励金の名称及び交付請求額

- 用地取得奨励金 円
- 第 回設備投資奨励金 円
- 雇用奨励金 円

2 口座

振 込 先	銀行 信用金庫 農協	支店
預 金 種 目	普通・当座	
口 座 番 号		
ふ り が な 氏 名 (口 座 名 義)		

年 月 日

伊勢市工場等立地促進奨励措置事業者指定申請変更届

（あて先）伊勢市長

住 所

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏 名 ㊦

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けで申請した伊勢市工場等立地促進奨励措置事業者指定の内容に変更が生じたので、伊勢市工場等立地促進条例施行規則第8条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

1 変更事項

2 変更理由

伊勢市工場等立地促進奨励措置指定事業者操業休止（廃止）届

(あて先) 伊勢市長

住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

Ⓜ

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

操業を休止・廃止したので、伊勢市工場等立地促進条例施行規則第9条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 工場等の名称
- 2 休止の期間又は廃止年月日
- 3 休止又は廃止の理由
- 4 用地取得奨励金の受領額 円
- 5 設備投資奨励金の受領額 円
- 6 雇用奨励金の受領額 円

伊勢市工場等立地促進奨励措置地位承継申請書

（あて先）伊勢市長

住 所

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏 名 ㊦

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

伊勢市工場等立地促進条例第10条の規定により、指定事業者の地位を承継しましたので、同条例施行規則第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

工場等	名 称	
	所 在 地	
指定の年月日及び事業者指定番号		年 月 日 第 号
承 継 の 年 月 日		年 月 日
被承継 事業者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名	
承 継 の 理 由		

第 号
年 月 日

伊勢市工場等立地促進奨励措置地位承継承認書

様

伊勢市長

印

年 月 日付で申請のありました指定事業者の地位の承継について、下記のとおり承認しましたので、伊勢市工場等立地促進条例施行規則第10条第2項の規定により通知します。

記

- 1 指定事業者の名称及び所在地
- 2 工場等の名称及び所在地
- 3 承継者の名称及び所在地

(あて先) 伊勢市長

伊勢市事業用定期借地権用地借受申請書

住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

Ⓜ

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

下記の土地について事業用定期借地権用地として賃借を受けたいので、伊勢市工場等立地促進条例施行規則第11条の規定により申請します。

記

1 希望区画

2 希望賃借期間

3 用途

4 工場等建設計画

5 会社概要

伊勢市事業用定期借地権用地進出計画書

工場等の概要

- 1 種 別 新設 ・ 増設 ・ 移設
- 2 所 在 地
- 3 名 称
- 4 代表者の氏名
- 5 業種及び事業概要

6 投下固定資産の金額及び内訳

資産	金額	面積	内訳
土地		m ²	購入・借地
家屋			建設・購入・賃貸
償却資産			
計			—

7 常時雇用従業員予定数

区分	男	女	計
合計			

8 資金調達計画

	調達先	調達金額(千円)		金利(年利)	返済期間
		運転資金	設備資金		
借入金				%	年
				%	年
				%	年
手元資金	預金等の貯蓄			内訳：	
	手元資金			内訳：	
	増資・資産売却・その他				
合計				—	

伊勢市事業用定期借地権用地賃貸借決定通知書

様

伊勢市長

印

年 月 日付けで申請のありました事業用定期借地権用地の賃貸借について、下記のとおり決定しましたので伊勢市工場等立地促進条例施行規則第12条の規定に基づき通知します。

記

- 1 可否決定 可 ・ 否
- 2 区画
- 3 賃貸借期間
- 4 用途

伊勢市工場等誘致奨励措置指定審査委員会規程を廃止する規程を次のよ
うに定める。

平成 23 年 7 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第 6 号

伊勢市工場等誘致奨励措置指定審査委員会規程を廃止する規程
伊勢市工場等誘致奨励措置指定審査委員会規程(平成 17 年伊勢市訓令第
36 号) は、廃止する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 111 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
櫛樟尾会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定によ
り告示します。

平成 23 年 7 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 泉 隆 司

伊勢市楠部町 1822 番地

変更後 泉 一 嘉

伊勢市楠部町 1820 番地

伊勢市告示第 112 号

都市計画を変更したので、都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成23年 7 月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 都市計画の種類

伊勢都市計画道路

3・5・60号 二見浦交通広場アクセス線

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市告示第 113 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 23 年 7 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	船江田尻線	船江二丁目 1616 番 93 地先から 船江二丁目 1616 番 102 地先まで	旧	3.0～5.0	44.0
			新	3.5～5.5	40.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 114 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 23 年 7 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間
船江田尻線	船江二丁目 1616 番 93 地先から 船江二丁目 1616 番 102 地先まで

供用開始の期日 平成 23 年 7 月 26 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 115 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のように市道の路線を廃止しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 23 年 7 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
朝熊 12 号線	朝熊二見線		
	朝熊二見線		

伊勢市告示第 116 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 23 年 7 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
朝熊 12 号線	朝熊町字西谷 3600 番 13 地先		
	朝熊町字大口 4260 番 3 地内		
長屋 23-1 号線	磯町字向山 2243 番 3 地先		
	御菌町上條字尾立 1295 番 1 地先		
長屋 23-2 号線	御菌町長屋字桜本 2173 番 2 地先		
	御菌町長屋字桜本 2173 番 2 地先		

伊勢市告示第 117 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

平成 23 年 7 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	朝熊 12 号線	8.0 ～ 18.0	440
市 道	長屋 23- 1 号線	9.0 ～ 27.0	1, 316
市 道	長屋 23- 2 号線	4.0 ～ 6.0	30

区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 118 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように

道路の供用を開始します。

平成 23 年 7 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝熊 12 号線	朝熊町字西谷 3600 番 13 地先から 朝熊町字大口 4260 番 3 地内まで
長屋 23-1 号線	磯町字向山 2243 番 3 地先から 御菌町上條字尾立 1295 番 1 地先まで
長屋 23-2 号線	御菌町長屋字桜本 2173 番 2 地先から 御菌町長屋字桜本 2173 番 2 地先まで

供用開始の期日 平成 23 年 7 月 26 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市上下水道事業告示第 26 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 23 年 7 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
352	有限会社 タケスイ 設備	桑名市大字和泉 609 番地 3	平成 23 年 7 月 19 日
353	有限会社 尾鈴組	津市城山 3 丁目 12 番 15 号	平成 23 年 7 月 19 日

伊勢市上下水道事業告示第 27 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 23 年 7 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
311	有限会社 タケスイ 設備	桑名市大字和泉 609 番地 3	平成 23 年 6 月 16 日
312	太田設備	松阪市西黒部町 1945 番地	平成 23 年 6 月 21 日
313	西谷設備工業	伊勢市小俣町明野 687 番地 30	平成 23 年 7 月 27 日

伊勢市上下水道事業告示第 28 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 7 条の規定に基づき下記の伊勢市指定給水装置工事事業者から変更の届出がありましたので、告示します。

平成 23 年 7 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

	指定 番号	事業者名	所在地	変更 年月日
変更後	107	有限会社 宮柴水工	志摩市浜島町桧山路 571 番地	平成 23 年 7 月 29 日
変更前			志摩市浜島町塩屋 487 番地 4	

伊勢市公告第 45 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 23 年 7 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市御菌町 長屋	雑種	白	雌	中	91 日 以上	首輪（赤）

2 抑留した日 平成 23 年 7 月 19 日

3 抑留期限 平成 23 年 7 月 26 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 46 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 23 年 7 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市藤里町	雑種	茶	雌	中	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 23 年 7 月 20 日

3 抑留期限 平成 23 年 7 月 27 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市監査委員公表第5号

平成22年度定期監査結果（後期）（指摘事項）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成23年7月20日

伊勢市監査委員 鈴木 一博
伊勢市監査委員 中井 豊
伊勢市監査委員 広 耕太郎

定期監査結果（後期）に対する措置状況

定期監査

【都市整備部】

所管課等	監査結果（後期）(指摘事項)	措 置 状 況
建築住宅課	(1) 住宅新築資金貸付金償還金について、調定誤りにより収入報告書との不一致が見受けられたため、適正な事務処理をされたい。	「措置済み」 誤っていた調定を修正（H23.1.19 付 22 監理第 2900 号）するとともに、同じ事が再度発生しないよう、細心の注意を払いながら事務処理を進めている。

【小俣総合支所】

所管課等	監査結果（後期）(指摘事項)	措 置 状 況
地域振興課	(1) コピー使用料において、利用者の納付から指定金融機関への払い込みまでに日数を要している事例が見受けられたので、伊勢市会計規則に基づき適正な事務処理をされたい。	「措置済み」 コピー使用料については、随時調定を起こし、納付書による納入を原則とし、仮領収書による収入については遅滞なく処理するよう改善済である。
生活福祉課	(1) 明野児童館及び小俣児童館の冷暖房空調機器防護柵購入に際し、予定価格を 10 万円未満として、分割発注により購入していたが、必要な調達量の合計金額に基づく適正な事務処理をされたい。	「措置済み」 今後、このようなことがないように、適正な購入計画を立て、適正な予算執行に努めることとした。

【教育委員会】

所管課等	監査結果（後期）(指摘事項)	措 置 状 況
教育総務課	<p>(1) 消火器具の設置状況に改善を要するものが見受けられたため、学校施設安全管理の観点からも万全の指導をされたい。</p>	<p>「措置済み」 監査結果の指摘事項を受け、各学校に対し、改善するよう指導を行った。</p>
生涯学習・スポーツ課	<p>(1) 指定管理が導入されている小俣図書館に市の出納印が保管されていたため、伊勢市公印規則に基づき、異動の登録について適正な手続きをされたい。</p> <p>(2) 全国大会以上の大会に出場する個人や団体に激励金を支給しているが、資金前渡の精算処理の遅延が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。 なお、激励金の支出は、会計規則第29条第2項に基づき、支出決定権者が作成した支出調書をもって、請求書に代え支出命令を発することができることと規定されていることから、正確かつ速やかな支給手続きについて整理されたい。</p>	<p>「措置済み」 廃止の手続きを行った。</p> <p>「実施中」 執行委任による支払いを代表者（監督等）に依頼する。 個々へ直接支払う場合で受け取りにこない個人には、早期に電話等にて対応する。 事務局が把握しているものについては、迅速に支出手続きが出来るよう、支出決定権者が作成した支出調書をもって支出命令を発する。</p>
文化振興課	<p>(1) 債権金額・債権者とも未確定の場合等、特に必要があるときに限り、債権者でない地方公共団体の職員に資金をあらかじめ交付し、支払をさせる場合に利用する資金前渡通帳に、一色の翁舞調査報</p>	<p>「措置済み」 冊子販売の際には納入通知書による納付依頼を行うことを盛り込んだマニュアルを作成し、再発防止に努めた。今後、冊子販売時には資金前渡通帳を使用することなく、マニュアルに基づき適正に事務処理を行うこととする。</p>

各小中学校・幼稚園	<p>告書の冊子販売代金が振込みされていた。遠方からの購入希望者への対応であったが、資金前渡の目的に鑑み、歳入金の収入については、納入通知書による納付依頼など適正な事務処理をされたい。</p> <p>(1) 学校統一通帳に日本スポーツ振興センター災害共済金等が留め置かれていたので、適切な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 委託事業において、支出の遅延が見られたので、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(3) 防火設備等の管理において、「消火器」の標識箇所以外に消火器が設置されるなど、設置状況に改善を要するものが見受けられたので、管理の徹底を図られたい。</p>	<p>「措置済み」 教育総務課から各学校に対し、適切に事務処理をするよう指導を行った。</p> <p>「措置済み」 教育総務課から各学校に対し、適正に事務処理をするよう指導を行った。</p> <p>「措置済み」 教育総務課から各学校に対し、設置状況を改善するよう指導を行った。</p>
-----------	--	--

財政援助団体等監査

【社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会】

所管課等	監査結果(後期)(指摘事項)	措置状況
所管課 障がい福祉課	(ア)基本協定書で規定されている成果目標について、実績報告書への記載が確認できなかったが、指定管理業務に対する評価指標であることから、事業管理にあたっては常に協定内容に基づいた検証を行い、適正な履行確認をされた	<p>「措置済み」 平成 22 年度以降は、成果目標の結果を実績報告書に記載するよう指示済みであり、提出された実績報告書に基づき協定内容に従った履行が実施されているか確認している。</p> <p>また、平成 23 年度以降は、業務計画書の提出を受けた場合には、協定内容に基づ</p>

	<p>い。 また、事業計画書は、市の承認を得なければならないと規定されているが、承認が確認できなかったため、文書による承認を行うなど適正に処理されたい。</p>	<p>く計画であるか確認し書面で承諾書を交付するように改善した。</p>
--	--	--------------------------------------

伊勢市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき、
平成23年度の随時監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成23年7月20日

伊勢市監査委員	鈴木	一博
伊勢市監査委員	中井	豊
伊勢市監査委員	広	耕太郎

平成 23 年度

隨時監査結果報告書

伊勢市監査委員

目 次

1 隨時監查（工事監查） 1頁

随時監査（工事監査）

1 実施年月日及び対象工事等

実施年月日	対 象 工 事	所 管 課
平成 23 年 6 月 1 日	準用河川大堀川支川河川改修工事	基盤整備課

2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく随時監査。

3 監査を実施した監査委員

鈴木 一 博（識見監査委員）

中 井 豊（識見監査委員）

広 耕太郎（議選監査委員）

4 監査の方法

平成 23 年度に係る工事のうち、大規模かつ施工中のものから抽出して実施した。工事監査は工事について特に高度の専門的知識と経験が必要なため、社団法人 大阪技術振興協会に技術士の派遣を求め、その技術士が書類審査及び現地調査を実施するとともに、監査委員が技術士に同行して監査を実施した。

5 監査の結果

工事の執行については、契約事務、計画、設計、積算及び施工は関係法令等に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

技術士から提出された工事技術調査結果報告書については 6 に記載のとおりであるが、内容を十分検討の上、今後とも工事の設計及び施工にあたっては、品質の確保と技術の向上を図るとともに、経済性、安全性及び環境面に配慮しながら適正な施工管理に努められたい。

また、監査対象外の技術系職員におかれては、工事監査の結果を共有され、今後の技術向上に生かされるよう強く望むものである。

指摘事項

- (1) 工程表の作成にあたっては、各工種の工程日数算出根拠として少なくとも主要工種に関しては数量を明示するよう施工者に指導されたい。
- (2) 施工計画書において、仮設工は任意が原則であり、施工者が自由に決定するわけであるが、事業者としては、施工者にその内容を施工計画書内で具体化させ、その妥当性を検証する必要があるので検討されたい。
- (3) 作業主任者の氏名は、他の有資格者と同列に「有資格者一覧表」に掲示されていたが、作業主任者に行わせる事項の掲示がなかった。作業主任者の職務内容について作業場の見やすい箇所に掲示する等関係者に周知させる処置を行わせるよう指導されたい。

意見

- (1) 仮設工の設計図において、指定仮設であるか任意仮設であるか明示されていなかった。指定仮設は、直接工事と同等であり設計変更の対象となるが、任意仮設は設計変更の対象とならない。
設計図は契約内容を示すものであり、任意仮設を示す設計図に関しては参考図であることを明記し、指定仮設と任意仮設を明確に区別されることが望ましい。
- (2) 施工計画書の内容において、交通誘導員の配置に関する記載がなかった。交通誘導員の配置に関しては、特記仕様書でその人員数を明記してあり、その配置場所、人数及び期間について、施工計画書内で明記させ、設計に対する適切性を確認することが望ましい。
- (3) 工事材料関係の書類において、築堤材料は、高水時の遮水性、浸食強さ、すべり強度が要求される材料であり、特記仕様書、設計図書には、それらの仕様に関する事項を明記されることが望ましい。
また、提出された材料承認願いおよび試験成績書には、施工者に予め管理基準値を記載させるとともに、事業者の承認の証拠として、チェックした記録を残すことが望ましい。
- (4) 溶接作業時にエンジンウエルダー（エンジン付溶接機）を使用していたが、現場責任者から、漏電による感電の防止措置としてアース接地は行っていないことを確認した。施工者に対し、協力会社の持込機械・設備に関して、使用条件等も含めて作業前に安全上の点検・確認を行わせるよう指導されることが望ましい。

6 工事技術調査結果報告書の概要

(1) 工事概要

ア 工事場所 : 伊勢市 東大淀町地内ほか

イ 工事内容

河川断面の能力不足により浸水被害が頻発しており、大堀川支川改修を行うことにより流域の浸水被害の軽減・防止を目的としている。

・施工延長 L = 1 2 9 0 . 0 m (右岸) 1 2 7 7 . 3 m (左岸)

・工事数量

(補助)

土工	盛土工	V = 6 9 0 4 m ³
護岸工	コンクリートブロック工 (4 0 0 * 2 5 0 * 3 6 5)	A = 6 1 6 m ²
仮設工	仮水路工 (大型土のう・据付)	N = 1 式
	水替工 (排水量 4 5 0 ~ 1 3 0 0 m ³ / h)	N = 1 式
付帯工	側溝工 (U型側溝 PU300B)	L = 7 3 m
階段工	(コンクリート 1 8 - 8 - 4 0 B B)	N = 1 箇所
護床工	(9 0 0 * 9 0 0 * 4 5 0 0 . 5 t 型)	A = 8 m ²
取付道路工		N = 4 箇所
側道ブロック積工		N = 2 箇所
多自然型植生工		N = 1 式
取付ブロック工		N = 1 式
明野北部幹線接続工		N = 1 式
境界杭設置工	境界杭設置	N = 1 5 1 本

(単独)

土工	盛土工	$V = 2400 \text{ m}^3$
護岸工	コンクリートブロック工 ($400 * 250 * 365$)	$A = 462 \text{ m}^2$
仮設工	仮水路工 (大型土のう・据付)	$N = 1 \text{ 式}$
	水替工 (排水量 $450 \sim 1300 \text{ m}^3 / \text{h}$)	$N = 1 \text{ 式}$
付帯工	斜路水路工	$N = 1 \text{ 式}$
	管渠工	$N = 1 \text{ 式}$
	擁壁工	$N = 1 \text{ 式}$
	付属構造物設置工	$N = 1 \text{ 式}$
	構造物補修工	$N = 1 \text{ 式}$
	構造物撤去工	$N = 1 \text{ 式}$

ウ 工事請負業者

株式会社 山野建設

「要件付一般競争入札 (参加社数 12 社) 予定価格事前公表」

現場代理人 (監理技術者) : 岩出 昇 (1 級土木施工管理技士 / 経験年数 29 年)

工 設計業務委託業者 :

三和測量株式会社 (設計業務)

松阪コンカウト伊勢営業所 (設計業務)

才 事業費

設計額等 (税込)

147,930,300 円 (当 初)

163,913,400 円 (第 1 回変更)

169,409,100 円 (第 2 回変更)

契約金額 (税込)

125,442,450 円 (当 初)

138,995,850 円 (第 1 回変更)

143,655,750 円 (第 2 回変更)

力 工事期間

平成 22 年 10 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日

キ 進捗状況

準用河川大堀川支川河川改修工事 (平成 23 年 4 月 30 日現在)

計画出来高 59.8% 実施出来高 75.5% 【計画より 15.7% 早い】

ク 工事監督員

基盤整備課 河川係

今岡 俊弥

基盤整備課 街路公園係

皿屋 豊 (前年度時担当)

ケ 公告日 平成 22 年 9 月 6 日

コ 入札参加申込期限 平成 22 年 9 月 21 日

サ 入札提出期限 平成 22 年 9 月 24 日

- シ 開札年月日 平成22年9月28日
- ス 落札者の決定 平成22年9月28日
- セ 財源区分
国庫補助率(66.7%) 県補助率(0%) 起債充当率(補助裏75%・単独75%)
- ソ 契約年月日 平成22年10月1日

(2) 調査所見

ア 書類関係

- (ア) 地方自治法・金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている。
契約保証金にかわる保証について、適正に施行されていた。

12,544,245 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の10%】

前払金保証について、契約約款通りであり適正に施行されていた。

21,010,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の40%以内】

- (イ) 入札状況について

要件付一般競争入札に付され所定の手続きに基づき、適正に施行されていた。

- (ウ) 契約関係書類

工事請負契約書は、伊勢市建設工事請負契約書の条項に基づき適正に作成されていた。

- (エ) 現場代理人及び関係下請負等届

関係書類は、適正に作成整備されていた。

施工体制台帳および施工体系図を作成し、適正に見やすくファイリングされていた。

- (オ) 建設業退職金共済制度の共済証紙など書類

建設業退職金共済制度への適正な指導がなされ掛金収納書が確認できた。

- (カ) 工事保険など書類

工事保険は工期満了日+14日を超えて、契約期間としていたことを確認した。

A I U損害保険株式会社 確認

イ 積算・設計に関する書類

【コスト縮減】

・再生材の使用

- (ア) 工事積算

- a 数量算出について

設計内訳書の数量算出は、基盤整備課によって、「積算基準(三重県県土整備部)」に準拠して作成されていた。

b 値入について

「積算基準(三重県県土整備部)」「設計単価表(三重県)」により算出されていた。また、市販の「建設物価」「積算資料」「土木コスト情報(夏)」「土木施工単価(夏)」を使用し、積算されていた。基準の優先順位は、下表の No.1~No.7 の順番である。ただし、No.3~No.6 は同格であることを確認した。

「物価資料によらない場合」として見積り業者数3社の徴収がなされ、最低価格にスライド率を乗じた金額を採用していた。なお、スライド率は、同種の別製品に関する「積算基準(三重県県土整備部)」と市販の「建設物価」の単価比較を行い算出されていた。

本工事の値入れは、適正であると判断される。

【単価・歩掛・積算・設計書作成に使用した基準・指針・調書】

No	図書の名称	著者	発行年月日
1	積算基準	三重県県土整備部	H22.7
2	設計単価表	三重県	H22.7.1
3	建設物価	財団法人 建設物価調査会	H22.8.1
4	土木コスト情報(夏)	財団法人 建設物価調査会	H22.7.5
5	積算資料	財団法人 経済調査会	H22.8.1
6	土木施工単価(夏)	財団法人 経済調査会	H22.7.5
7	見積		

(イ) 設計内訳書(積算書)

「設計内訳書(積算書)」をチェックしたが、内容的に問題なく適正に作成整備されていた。

(ウ) 設計に関する書類

【設計方針】

河道の水理特性や沿川の土地利用等を総合的に勘案して設計を行い、このことに加え、河川の流水や水辺に生息・繁茂する動植物の多様な生態系を保全するために環境にも配慮した設計を行った。

【計画・調査・実施設計等に使用した基準・指針・調書等】

No	図書の名称	著者	発行年月日
1	国土交通省河川砂防技術基準(案)同解説計画	社団法人 日本河川協会	H17.11.17
2	編	会	H14.9.10
3	解説・河川管理施設等構造令	社団法人 日本河川協会	H21.9
4	河川土工マニュアル 河川構造物設計要領	(財)国土技術研究センター 社団法人 中部建設協会	H15.4

(エ) 設計図

仮設工の設計図は、指定仮設であるか任意仮設であるか明示されていなかった。

指定仮設は、直接工事と同等であり設計変更の対象となるが、任意仮設は設計変更の対象とならない。

設計図は契約内容を示すものであり、任意仮設を示す設計図に関しては参考図であることを明記し、指定仮設と任意仮設を明確に区別されることが望ましい。

ウ 施工に関する書類

施工業者からの提出書類は、整理され、施工中段階においても、分かりやすいファイリングであった。

(ア) 関係諸官庁への届出

道路使用届等、必要な諸手続きは、的確に実施され、関連書類は適正に整備・保存されていた。

(イ) 工事カルテ

工事カルテの作成と(財)日本建設情報総合センター(JACIC)のCORINS(工事実績情報サービス)登録は行われていた。

(ウ) 施工体制台帳・施工体系図

施工体制台帳・施工体系図は、適切な時期に提出され、整備・保管されていた。

(エ) 工程表管理

実施工程表が作成提出され整備されていた。ただし、すべての工種の数量は1式であり、工程日数の算出根拠が提示されていなかった。

毎月「工事履行状況報告書」により工程の進捗状況が報告され、工事監督者の確認もなされていた。

工程表の作成にあたっては、各工種の工程日数算出根拠として少なくとも主要工種に関しては数量を明示するよう施工者に指導されたい。

(オ) 施工計画書

施工計画書は、当初及び2回の設計変更の都度提出され、承認されていた。適正に整備・保管されていた。

内容として、直接工事(指定仮設を含む)は、施工フローと管理点が細かく記述されていたが、仮設工特に水替工および交通誘導員の配置に関する記載がなかった。

仮設工は任意が原則であり、施工者が自由に決定するわけであるが、事業者としては、施工者にその内容を施工計画書内で具体化させ、その妥当性を検証する必要がある。

また、交通誘導員の配置に関しては、特記仕様書でその人員数を明記しており、その配置場所、人数及び期間について、施工計画書内で明記させ、設計に対する適切性を確認することが望ましい。

(カ) 写真管理

提示された写真については、適正に整理されていた。

(キ) 工事材料関係の書類

工事材料承諾願や工事材料確認願などは工事請負者から、監督員に提出され、適正に整備・保管されていた。

また、材料の品質を証明する報告書等も請負者から監督員に適正に提出され、整備・保管されていた。

主要材料である築堤材料について、三重県公共工事共通仕様書には、基準とする「河川土工マニュアル」が記載されている。しかし、特記仕様書、図面等の設計図

書には、築堤材料の仕様に関する事項が記述されていない。

築堤材料の承認願いにおいては、使用する材料の粒度分布は示されているが、管理基準値の幅が記載されていないため、適正な材料が一目で判断できない。また、当該材料の締め固め試験の結果に関しても、締め固め度85%を満足する施工含水比及び乾燥密度の記載がないため、築堤盛土の締め固めに関する管理基準値が特定できない。

築堤材料は、高水時の遮水性、浸食強さ、すべり強度が要求される材料であり、特記仕様書、設計図書には、それらの仕様に関する事項を明記されることが望ましい。

提出された材料承認願いおよび試験成績書には、施工者に予め管理基準値を記載させるとともに、事業者の承認の証拠として、チェックした記録を残すことが望ましい。

(ク) 打合せに関する書類

打合せについては、「工事打合簿」によりの確に実施され、関係書類も整備・保管されていた。

エ 建設廃棄物処理に関する書類

発生材について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」などを遵守した再資源利用計画書等を施工者に作成させていた。

オ 安全管理に関する書類

安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など施工計画書に整備されていた。

(3) 現場施工状況調査における所見

ア 本工事は、約75.5%の出来高の施工途中工事であった。

イ 第三者の立入防止措置として、工事施工箇所にカラーコーン・保安灯およびトラロープを設置していた。

ウ 毎月、店社の安全パトロールが実施されていた。

エ 毎日は「工事安全衛生日誌」により、毎月は安全衛生協議会の開催により、作業間連絡調整を確実に進めていた。

オ 「建設業の許可票」「労災保険関係成立票」「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」「施工体系図」が掲示されていた。

カ 作業主任者の氏名は、他の有資格者と同列に「有資格者一覧表」に掲示されていたが、作業主任者に行わせる事項の掲示がなかった。

労働安全衛生規則第18条では“事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。”と規定している。

作業主任者の職務内容について作業場の見やすい箇所に掲示する等関係者に周知させる処置を行わせるよう指導されたい。

キ 小雨の中、型枠の溶接作業をしていた。エンジンウエルダー（エンジン付溶接機）を使用していたが、現場責任者から、漏電による感電の防止措置としてアース接地は行っていないことを確認した。漏電しゃ断装置を装備していたか否かは不明であるが、いずれにしても雨中での溶接作業であり、漏電に対する安全上の配慮がやや不足していた。（関連法令 安全衛生規則 333 条）
施工者に対し、協力会社の持込機械・設備に関して、使用条件等も含めて作業前に安全上の点検・確認を行わせるよう指導されることが望ましい。

（４） 技術調査全般

工事着手前の設計・積算、工事の発注事務、工事着手後の各種届出書や施工計画など、工事着手前、工事中の書類は整備されていた。書類も分かりやすく整備されていた。

工事の進捗は、予定工程より 15%以上早く進捗していた。工程監理は確実になされている結果である。ただし、進捗率については、第 3 者からもわかりやすく、数量による出来高管理根拠の作成が望まれる。

事業者として、施工者を監理する管理点を認識し、タイムリーかつ十分なチェックが必要である。施工者には、提出された書類の不備に関して確実に訂正させるとともに、施工の実施にあたっては、施工計画書を管理基準として施工手順・方法を検証されることが望ましい。